

平成 28 年 1 月 12 日

受 益 者 各 位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

投資信託約款に定める運用指図範囲の一部変更について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社投資信託「NZAM J-REIT インデックスファンド（毎月分配型）」につきまして、関係法令の改正により導入された「新投資口予約権証券」の取得を可能とするため、下記のとおり、投資信託約款に定める運用指図範囲を一部変更することといたしました。

「新投資口予約権」は、投資法人に対し、新投資口の交付を請求することができる権利であり、株式における「新株予約権」に相当するものです。

当社では、本約款変更が投資信託及び投資法人に関する法律に定める「変更の内容が重大なもの」に該当しないと認識しており、実施にあたり、書面による決議を行いません。

受益者各位におかれましては、変更内容をご確認いただきますとともに、引き続き、当社投資信託をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

NZAM J-REIT インデックスファンド（毎月分配型）

2. 経緯・概要

- (1) 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）の施行に伴い、平成 26 年 12 月 1 日付で金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律等が一部改正され、投資法人による「新投資口予約権証券」の発行が可能となったほか、証券投資信託における「新投資口予約権証券」への投資が可能となりました。
- (2) 上記対象ファンドは、わが国の不動産投資信託証券を主要投資対象として運用を行っており、組み入れた投資口銘柄について、投資主割当発行により「新投資口予約権証券」を取得する可能性があることから、所要の約款変更を行うものです。

3. 変更適用日および内容

平成 28 年 1 月 15 日付で、投資信託約款を次のとおり変更します。

(新)	(旧)
<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 投資証券、<u>新投資口予約権証券</u>もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）</p> <p>10. ～11. (略)</p> <p>なお、第 8 号および第 9 号の証券（<u>新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。</u>）を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第 16 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）</p> <p>10. ～11. (略)</p> <p>なお、第 8 号および第 9 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。</p> <p>②～③ (略)</p>

4. 約款変更の影響等

本約款変更は、対象ファンドの運用方針に影響を与えるものではなく、引き続き、主としてわが国の取引所に上場されている不動産投資信託証券に投資し、東証 REIT 指数（配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

5. 本件にかかる照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 企画部
 お客様専用フリーダイヤル 0120-439-244

以上